

◎テキスト本文

〈翻刻〉※読点の返りがなかりしてあります。

江戸表御触の写

世々通用金慶長以来度々吹替候に付而者、自然金位古の異同有之儀者勿論之事候而、委最上之位「吹改之御趣意も有之候得とも、不容易成儀」付、此度慶長金位之新規判吹立、吉枚「付金五両通用之積」の被「仰出」候間、銀錢共両替小判吉歩判貳朱金同様之割合「相心得、無滞可」致「通用」、

一、右五兩判吹立并小判吉歩判をも位を上方吹立被「仰付」候「付而者、金子」員数も相減候間、世々融通金相増候ため、小判吉歩判とも吉両「付五分宛」目方を減吹替被「仰付」候条、両替是迄之通相心得、無滞可致「通用」候、尤引替日限等之儀者、追而可及「沙汰」者也、

一、貳朱金通用方之儀者是迄之通相心得、且貳歩判之儀者吉朱金同様、追而通用停止可被「仰出」候間、兼而其旨可被「相心得」候、右之趣可「相触」候、

〈読み下し〉

江戸表御触の写

世々通用金、慶長以来度々吹替へ候に付ては、自然金位古の異同に付有之儀は勿論のこと候に、委最上の位に吹き改めの御趣意も付有候得とも、不容易成之儀に付、此度の慶長金位の新規判吹き立て、吉枚に付金五両通用の積の仰せ出され候間、銀錢共両替小判吉歩判貳朱金同様の割合に相心得、滞りなく通用致すべく、一、右五兩判吹き立てならびに小判吉歩判をも位を上げ吹き立て仰せ付けられた候に付ては、金子に員数も相減じ候間、世々融通金相増じ候ため、小判吉歩判とも吉両に付五分ずつ目方を減じ吹き替へ仰せ付けられ候条、両替に付までの通の相心得、滞りなく通用致すべく候、もつとも引替日限等の儀は、追って沙汰に及びべくもせ、

〈現代語訳〉

江戸表（江戸方面）の御触れの写

世の中で流通している金貨は、慶長以来たびたび吹替へてくるので、自然金の品位が今と昔で相違があるのは言ってもよい。最上の位に吹き改めるときもあるが容易ではないので、この度、慶長小判の品位の新規小判を吹き立てて、一枚につき金五両で通用させるとも仰せ出されたので、銀・銭の両替は小判・一歩判（一分金）・一朱金と同様の割合に心得て、滞りなく通用しよう。一、右の五兩判の吹き立て、ならびに小判・一歩判（一分金）の品位を上げて吹き立てるものに命ぜられたことについては、金貨の流通枚数が減ってしまうので、流通量を増やすために小判・一歩判とも一面につき五分ずつ目方を減らして吹き替へるよう命じられた。両替はこれまでのおおりに心得て滞りなく通用される。もつとも、引替へ期日等のことは、おつて沙汰があります。一、一朱金の通用方法はこれまでとおりに心得し、一歩判（一分金）は一朱金と同様におつて通用禁止が通知されたので、その旨を承知しよう。右の内容を広く知らせよう。

（一）歩、宮本「分」に作る

六〇二五 天保八四年七月 大目付え

世々通用金、慶長以来度々吹替へ付ては、自然金位古今異同有之儀は勿論之事候間、兼て悉最上之位に吹改之御趣意も有之候得共、不容易儀に付、此度慶長金位之通新規判金吹立、壹枚に付金五兩通用之積り被仰出候間、銀錢とも兩替小判壹歩判貳朱金同様之割合に相心得、無滞可致通用候、一右五兩判吹立并小判壹歩判をも位を上げ、吹立被仰付候、右に付ては、金子之員数も相減し候間、世々通用金相増候ため、小判壹歩判をも壹兩に付五分目方を減し、吹替被仰付候條、兩替是迄之通相心得、無滞可致通用候、尤引替日限等之儀は、追て可及沙汰候、一貳朱金通用方之儀は是迄之通相心得、且貳歩判之儀も壹朱金同様、追て通用停止可被仰出候間、兼て其旨可相心得候、

右之趣、國々え可觸知もの也、七月 右之通、可被相觸候、

◎チャレンジ問題

〈翻刻〉

御触書之写

一、近來上方筋金直段下落致し候付、おのすから諸色高直、至候趣相聞候間、以来金壹両一付銀六拾匁以上之相庭相立候義八不苦候間、其旨兼而相心得一統通用可致候、右之趣可相触もの也、
天保十亥年六月四日

〈読み下し文〉

御触書の写

一、近來上方筋金直段(値段)下落致し候につき、おのすから諸色高直(高直)に至り候趣相聞(え候間)、以来金壹両につき銀六拾匁以上の相庭(相場)相立て候義は苦しからず候間、その旨兼て相心得一統通用致すべく候、右の趣相触れるべく候、
天保十亥年六月四日

〈現代語訳〉

御触書の写し

一、上方(京都・大坂)での金の値段が下落したため、物価が高くなったということが聞かされてきた。以来、金一両につき銀六十匁以上の相場にしても差し支えないので、その旨を承知して全体的に通用するようした。右の内容を広く知らせるじや。
天保十亥年(一八三九)六月四日

〈解説〉

天保四年(一八三三)の大凶作、文政年間からの度重なる改鑄が原因となり、米価を中心に物価が高騰しました。各地では打ちこわしや百姓一揆が頻発し、大坂でも、天保八年二月に大塩平八郎の乱が起きました。

この物価の高騰は、株仲間(株仲間)の原因があると考えられ、老中首座の水野忠邦によって行われた天保の改革での、株仲間の解散(解散)につながっています。

四〇九二 天保十亥年五月廿八日

[13]

水野越前守殿御渡

大目付江

近來上方筋金直段下落いたし候二付、おのすから諸色高直^{[12]成}に至り候趣も相聞候間、以来金壹両二付銀六拾匁内之相場を以両替いたす間敷、尤、六拾目以上之相場

[12] (二)相立候儀者不苦候間、其旨兼而相心得、一統 [12] (三)

[37] (無滞)通用可致候、

右之趣、可被相触候、

五月

『幕末御触書集成』第4巻 P434~435